

ID: 700

担当部署: 生活環境課

処分の概要	居住者等への水防業務従事命令		
法令名 根拠条項	水防法 第24条		
法令番号	昭和24年法律第193号		
<p>【基準】</p> <p>法第24条の規定による。 (居住者等の水防義務)</p> <p>第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日